

三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託に関する質問及び回答

〈質問１〉（再掲。１月２４日公告済。）

企画提案コンペ仕様書の１１「契約における留意事項」（６）について、現状、入金者より希望があった場合に領収書の発行をしています。それ以外もすべてでしょうか。

〈回答１〉

入金者の希望の有無にかかわらず、入金者に領収書を発行してください。

〈質問２〉（再掲。１月３０日公告済。）

・仕様書２（２）ア、５（２）、１１（９）について

債権総数の約２００件、各年度追加債権総数の約１００件のカウント方法を教示してください。

①借受人Ａの連帯保証人Ｂがいる。ＡＢとも委託の場合は１件とカウント

②借受人Ａの法定代理人Ｂと連帯保証人Ｃがいる。ＡＢＣとも委託の場合は３件とカウント

仮に②を前提として約２００件を想定されている場合、借受人総数を教示してください。

〈回答２〉

カウント方法は①（借受人Ａの連帯保証人Ｂがいる。ＡＢとも委託の場合は１件とカウント）です。

〈質問３〉（再掲。１月３０日公告済。）

・仕様書２（２）ア 参考回収実績（平均） ３３．４４％について

①前受託者による実回収実績のみで計算されていますでしょうか。

②前受託者による分納中の債務者について継続して次期受託者に委託されるのでしょうか。

〈回答３〉

①参考回収実績は、前受託者による実回収実績のみで計算しており、平成２７年度から平成２９年度の年度別実績の合計から算出したものです。

②お見込みのとおりです。

〈質問４〉（再掲。１月３０日公告済。）

・仕様書５（２）について（債権総数と追加委託債権の考え方）

平成３１年度の場合、約２００件（１，６００万円）＋追加委託１００件（８００万円）となり、約３００件（２，４００万円）の委託となる予定である（受託者と協議のうえ）。

平成３２年度は新たに１００件（８００万円）を追加見込み予定。この解釈で正しいでしょうか。

〈回答４〉

お見込みのとおりです。

なお、委託債権の件数及び金額は見込みですので、変動する可能性があります。

〈質問５〉（再掲。１月３０日公告済。）

・委託予定債権について

①前受託者から継続して委託される債権の件数と金額を教示してください。

②過去一度も委託していない新規債務者の委託予定件数を教示してください。

③追加委託予定となる債権も含めて、文書返戻割合、電話による交渉可能割合もあわせて教示してください。

〈回答５〉

①１７０件、１，４５０万円程度を見込んでいます。

②２５件、１９０万円程度を見込んでいます。

③現時点で委託の要件を満たしている債権２０４件、５７８人のうち、文書返戻者は３１人（約５．３６％）、電話不通者は９２人（約１５．９２％）です。これは、現時点で把握しているもののみを計上しているため、実際には、文書返戻者及び電話不通者の人数は多い可能性があります。

なお、①～③は現時点での見込みですので、実際に委託する債権の状況と異なる場合があります。

〈質問6〉（再掲。1月30日公告済。）

- ・仕様書10（1）について

契約保証金の免除についての判断とその回答はいつ頃を想定していますか。仮に契約締結時であれば、その旨契約書に盛り込んでもらえますか。

〈回答6〉

選定結果通知後、最優秀提案者から必要書類を提出いただき、契約保証金免除の可否を判断します。契約保証金免除の可否は契約締結時にお知らせします。契約書には契約保証金額又は契約保証金が免除である旨の条項を盛り込みます。

〈質問7〉（再掲。1月30日公告済。）

- ・仕様書11（2）について

県への回収金の納付は銀行振込で対応可能でしょうか。それとも県の納付書を使用して納付でしょうか。仮に納付書対応となった場合、期日延長は可能でしょうか。

県外法人は翌月10日までに回収金を三重県に納付とありますが、仮に10日が金融機関の休業日の場合は前営業日までに納付する旨を契約書に盛り込んでいただけますか。

〈回答7〉

県外法人の場合は、原則として回収金を納付書により翌月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日。期日延長はできません。）までに指定金融機関に払い込む必要があります。

上記により難しい場合は、別途協議のうえ対応します。

上記を踏まえ、具体的な入金方法については、契約書の条項に盛り込みます。

〈質問8〉（再掲。1月30日公告済。）

- ・仕様書11（6）及び〈質問1〉とその回答について

入金者に対し領収書（受取証書）を交付する指示がありますが、仮に入金者が不明の場合はどのように対応したらよいでしょうか。

（例）契約当事者でない家族が契約当事者名にて銀行振込した場合など

〈回答8〉

契約当事者でない家族が契約当事者名で銀行振込した場合は、納入義務者（契約

当事者) に対し領収書を発行してください。

〈質問 9〉(再掲。1 月 3 0 日公告済。)

- ・仕様書 1 1 (8) について
毎月提出する「交渉記録」はデータでの提供は可能ですか。

〈回答 9〉

データでの提供は可能です。

〈質問 1 0〉(再掲。1 月 3 0 日公告済。)

- ・辞退について
仮に資格審査の結果、企画提案コンペに参加の連絡をいただいたとしても、辞退することは可能でしょうか。

〈回答 1 0〉

辞退することは可能です。その場合、辞退届(任意様式。申請者の押印要。)の提出をお願いします。

〈質問 1 1〉

- ・仕様書 1 1 (2) 及び質問 7 (回答 7) について
県外法人の場合、原則として回収金を納付書により翌月 1 0 日(金融機関が休業の場合は翌営業日。期日延長はできません。)までに払い込む、との回答があります。

あくまで原則と記載がありますが、

- ①回収結果の報告(提出)は毎月何日までとなりますでしょうか。
- ②県の納付書は回収金一括ベースでしょうか。債務者個別ベースでしょうか。
- ③回収結果をもとに納付書を作成していただくと推測しますが、事務面(結果郵送もしくは持参、確認、納付書作成、納付書受領、振込手続など)で双方非常にタイトになると予測されます。

次期受託者側による回収金を、県が指定する金融機関へ銀行振込するという方法は例外的に許可していただけますでしょうか。

〈回答 1 1〉

- ①三重県会計規則で定められた「現金出納計算書」を翌月 10 日までに提出する必要があります。そのことを踏まえ、契約締結時に協議のうえ決定します。
 - ②債務者個別ベースです。
 - ③契約締結時に次期受託者の状況等をお伺いし、県関係部局と協議のうえ決定します。
-

〈質問 1 2〉

- ・仕様書 1 1 (6) 並びに質問 1 及び 8 (回答 1 及び 8) について

入金者の希望の有無に関わらず領収書の発行をし、かつ契約当事者でない者が契約当事者名にて入金した場合は、納入義務者に対し領収書の発行を、との回答があります。

- ①サービサーの場合、債権管理回収業に関する特別措置法第 15 条 2 項により、預金または貯金の口座、その他法務省令で定める方法により弁済を受ける場合は、当該弁済をした者の請求があった場合に限り受取証書の発行が必須となります。入金者の希望の有無に関わらず領収書（受取証書）を発行することは絶対条件となりますか。

- ②仮に①が絶対条件の場合、サービサーは債権管理回収業の運営に関する自主規制規則第 46 条の 3 のとおり、契約当事者以外の第三者が入金したときは、その第三者に対して受取証書の発行が必須となります。

ご回答での対応は相当の時間を要しました困難極まりないものとなります。

次期受託者がサービサーとなった場合、双方協議のうえ、仕様書等の内容の変更等は可能でしょうか。

〈回答 1 2〉

- ①及び②

入金者の希望の有無に関わらず領収書（受取証書）を発行していただきます。

領収書（受取証書）の発行について、仕様書の内容変更はできませんので、そのことをご理解のうえ、本コンペにご参加いただきますようお願いいたします。